

よくあるご質問

Q1	電力買取サービスとは、どんなサービスですか？	A1	電力の地産地消を目指す「みやまんでんき」ご利用場所の屋根上の太陽光発電設備で発電された余剰電力を当社が買取するサービスです。
Q2	九州電力管内にある太陽光発電設備であれば、申込みができますか？	A2	みやま市および自治体管理施設への電力供給契約自治体に設置されている低圧50kW未満の太陽光発電設備が対象になります。 (詳細はお問合せください)
Q3	売電先をみやまスマートエネルギーに切替えると、どんなメリットがありますか？	A3	国が定めた固定価格買取制度(FIT)の買取価格+1円/kWhのプレミアム価格をお支払いします。プレミアムのお支払いは「みやまんでんき」の請求額から相殺となりますので、実質お客様の売電収入が増えます。
Q4	プラスされる金額「1円」が変更されることはありますか？	A4	社会情勢や法令等の改正などの事情により、変更になる可能性があります。
Q5	買取期間は何年ですか？	A5	買取期間は「固定価格買取制度(FIT)」での期間内です。例えば、すでに太陽光発電設備を設置されて6年が経過している場合は、固定価格買取制度の買取期間から6年を引いた年数が当社に売電できる期間です。
Q6	申込み時に手数料は必要ですか？	A6	当社への申込みや手続きに、手数料は不要です。
Q7	パネルメーカーは、どのメーカーでも対象ですか？	A7	固定価格買取制度(FIT)の認定を受けた太陽光発電設備であれば、パネルメーカーは問いません。
Q8	売電料金は、九州電力とみやまスマートエネルギーの2箇所から支払われるのですか？	A8	はい。従来と同じ九州電力からの支払いに加えて、プレミアム分がみやまスマートエネルギーから支払われます。
Q9	九州電力から毎月送られていた購入電力確認票(太陽光)は、どうなるのでしょうか？	A9	九州電力からは従来と同じです。当社からお支払いするプレミアム分は、郵送でお届けする「みやまんでんき」検針票でお知らせします。
Q10	「固定価格買取制度(FIT)」の期間が満了になったらどうなるのでしょうか？	A10	当社では「卒FIT電気買取サービス」をご準備していますので、新しい買取価格にて引き続き当社への売電もできます。

【お問合せ】

ショールーム(営業部) TEL:0944-88-9379

<http://miyama-se.com>

みやまスマートエネルギー株式会社(小売電気事業者登録番号 A0155)

〒835-0023 福岡県みやま市瀬高町小川15-1

TEL:0944-63-2132 / FAX:0944-85-8016



みやま
スマートエネルギー



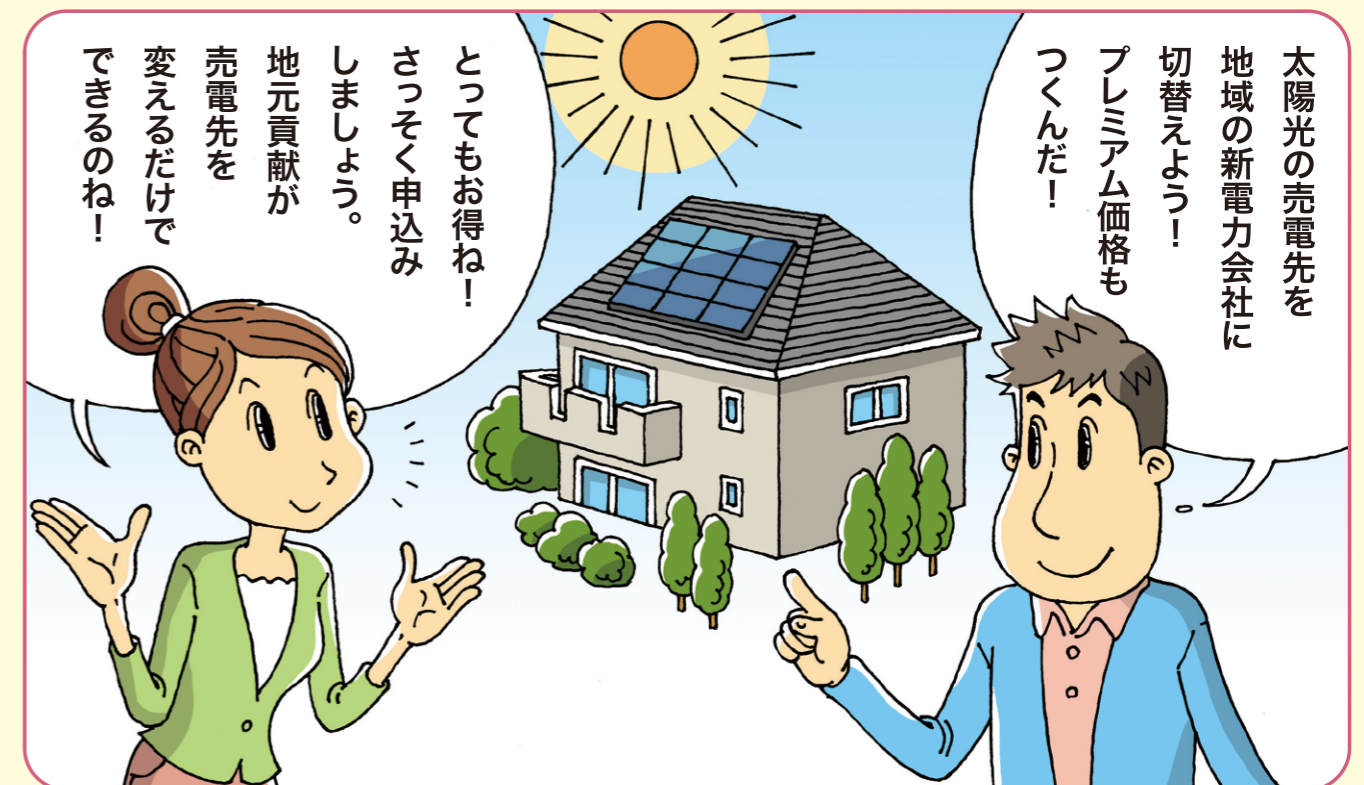
FIT電気買取サービス

みやまんでんき 契約者の方限定

(太陽光余剰電力買取事業)

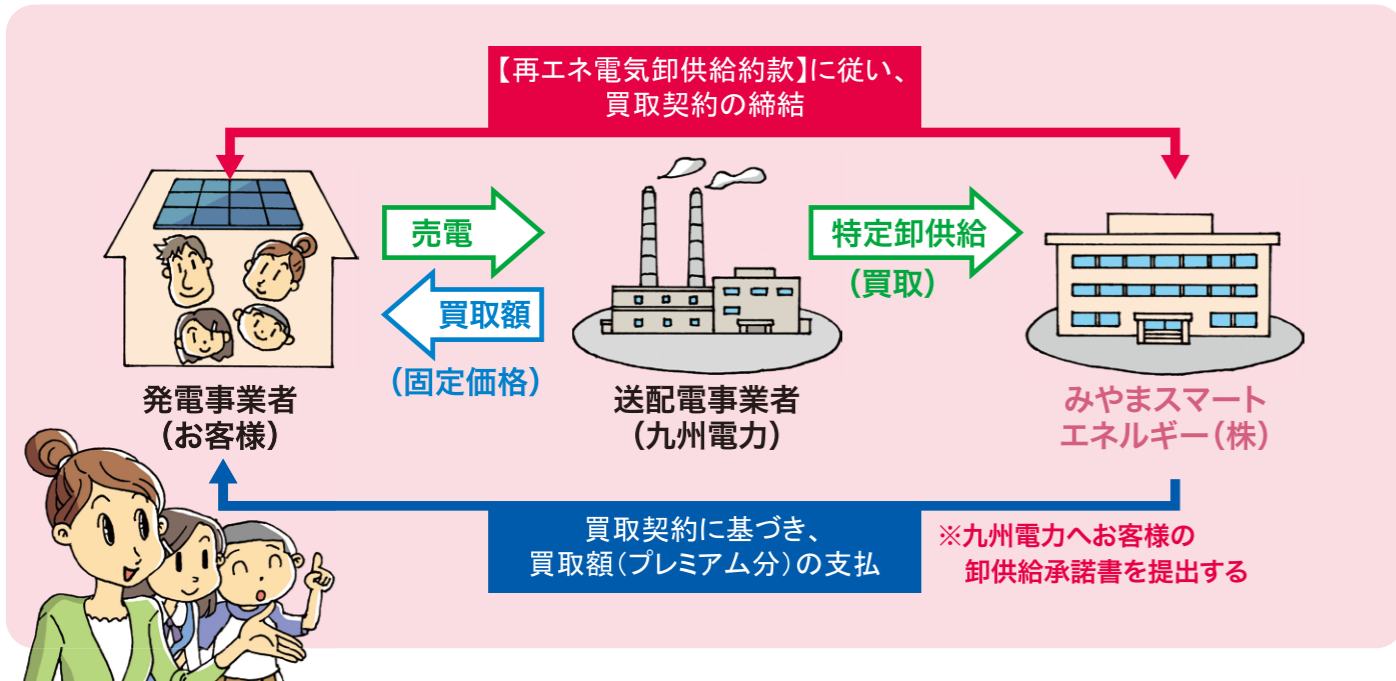
『電力の地産地消』の第一歩は、 太陽光の売電先変更です

〈1kWhあたり1円(税込)のプレミアム価格で買取を実施〉



条件を満たした低圧50kW未満(余剰配線)の設備が買取対象です

改正FIT制度に対応した買取サービスの概要



お申込みから売電先切替えまでの流れ

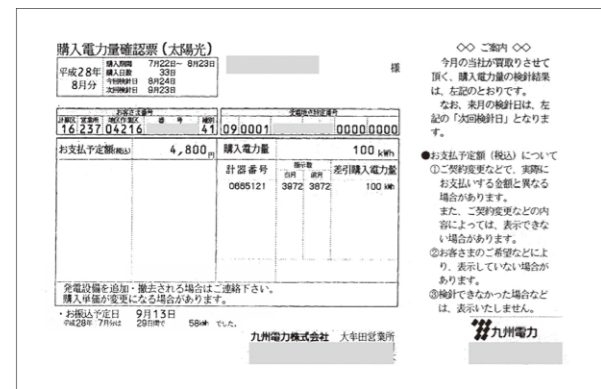
スケジュール (既に九州電力へ売電を行っている場合)



申込み時に準備いただくもの

1 購入電力量確認票(太陽光)

(既に九州電力への売電を行っている場合)



2 本人確認ができる資料

- (需要者名が法人の場合)
○法人の登記事項証明書または、印鑑証明書
- (需要者名が個人の場合の主な例)
○自動車運転免許証(有効期間中のもの)
※運転免許証の裏面に住所の記載がある場合は、住所確認のため、裏面も合わせて必要となります。
○健康保険証(有効期間中のもの)など

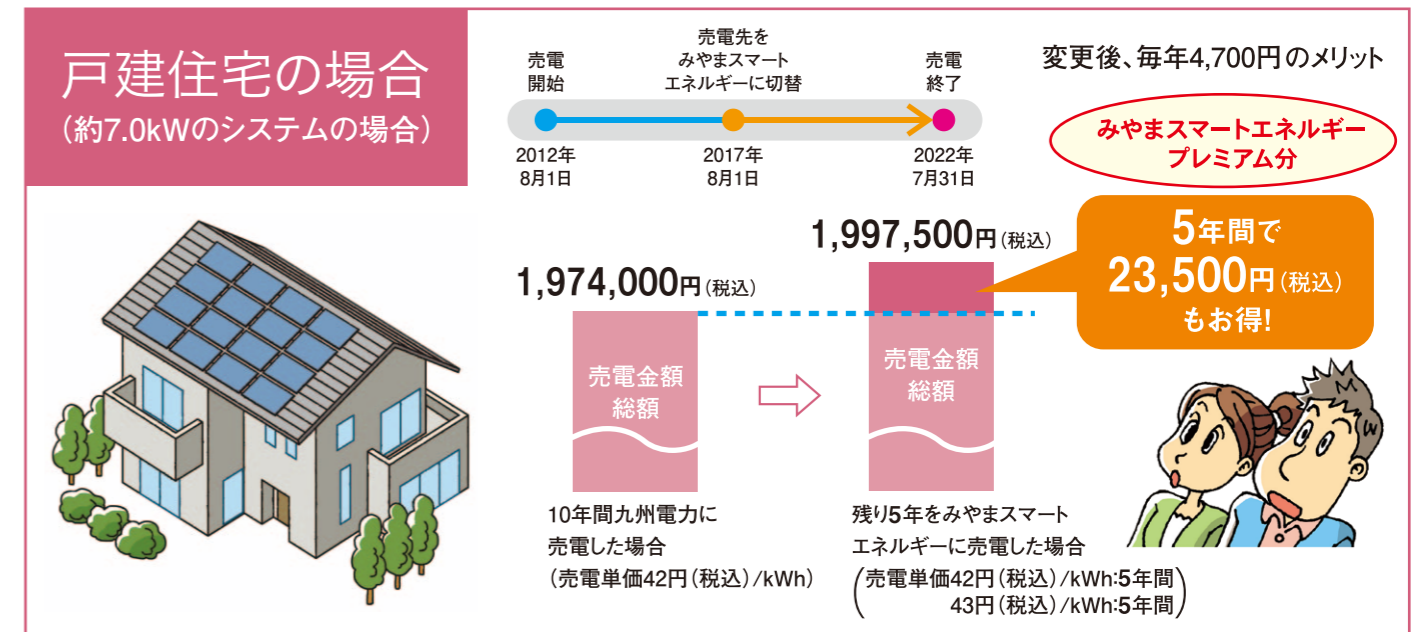
3 設備ID番号等のわかる書類

九州電力から送付された「電力受給契約のご案内」等(受給開始日、売電単価、認定日、お客さま番号、設備出力が記載されている資料です)

4 ご印鑑(みとめ印)

みやまスマートエネルギーに売電すれば、こんなにお得です。

2012年8月1日に売電スタートし、2017年8月1日に売電先をみやまスマートエネルギーに切替えた場合の例でご紹介いたします。



【発電シミュレーション条件】 余剰電力売電量は、4,700kWh/年とした場合の計算例です。

ご契約期間と契約解除料金について

- ご契約期間は1年とします。
- 契約月から12ヶ月目の1ヶ月の間に解約の申し入れが無い場合は、自動的に自動更新とします。
- FIT期間の最終年は、契約期間の途中であっても、FIT期間終了をもって契約終了といたします。尚、この時に契約解除料金の請求はいたしません。
- 契約解除料金が発生するケース
 - 自動更新期間の1ヶ月間以外の月に解約の申し入れがあった場合には、解除料金(3,000円<税抜き>)が必要となります。
 - 契約後、弊社への電力販売開始までの期間に解約の申し入れがあった場合も同様に、解除料金(3,000円<税抜き>)が必要となります。

買取料金の支払タイミングについて

当社からのプレミアム支払いのタイミングは、初回より、九州電力の1~2ヶ月遅れとなります。

